

| 功 勞 別 | 表彰の種類 | 表彰時期 | 対象者 | 表 彰 基 準 | 全国レベルの表彰 | 担当課班名 | 備 考 |
|----------|------------------|------------------------------|-----------------------------|--|--|-------------------|-----|
| 母子愛育事業功勞 | 知事表彰 保健医療部長表彰 | 岡山県愛育 委員連合会 総会 (5月) | 個人(愛育委員) 団体(愛育委員 会) | 次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が10年以上であること。 3 個人にあっては年齢50才以上で、現職にある者。 | ①母子保健家族計画事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本家族計画協会会長表彰 ・母子保健推進会議会長表彰 ②愛育事業功勞 (健やか親子21全国大会) ・母子保健功勞者表彰 (愛育班員全国大会) ・愛育班活動功勞者表彰 | 健康推進課 母子・歯科保健班 | |
| | | 岡山県保健 衛生功勞者 表彰式 | 助産師等 | | | | |
| 栄養改善事業功勞 | 知事表彰 保健医療部長表彰 | 岡山県栄養 改善協議会 総会 (6月) | 個人(栄養委員) 団体(栄養改善協 議会) | 栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に10年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢50才以上の現職にある者。 または地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績にかかわらず従事年数が10年以上であるもの。 | 食生活改善事業功勞者 地区組織 (全国食生活改善大会) ・厚生労働大臣表彰 | 健康推進課 健康づくり班 | |
| | | 岡山県栄養 士会総会 (6月) | 個人(栄養士) | 次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であって、栄養改善事業の普及向上に特に顕著な功績が認められる者で、栄養行政に対する協力等も該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が10年以上であること。 (2) 年齢が50才以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。 | 栄養改善事業功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰 | | |
| 栄養指導業務功勞 | 知事表彰 保健医療部長表彰 | 岡山県栄養 士会総会 (6月) | 個人(栄養士) | 現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当すること。 1 功績に係る従事年数が20年以上であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。 | 栄養指導業務功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰 | 健康推進課 健康づくり班 | |
| | | 表彰基準日 (6月1日) | 個人(栄養士養成 従事者) | 現に栄養士、管理栄養士養成施設設立者(法人にあってはその代表者)、施設長又は教職員であって栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当すること。 1 功績に係る従事年数が10年以上(教職員にあっては15年以上)であること。 2 年齢が50才以上であること。 3 現職にある者。 | 栄養士養成功勞者 (全国栄養改善大会) ・厚生労働大臣表彰 | 健康推進課 健康づくり班 | |